

☆企業向け☆

こんなの
待ってました!

除雪機購入費補助金

始めました!

企業の雪対策についての負担軽減を図るため、事業者が自社事業所等敷地内の除排雪をするための除雪機購入費に対し補助金を交付します

最大
100万円
補助!



補助対象者

➢ 本市で事業を行う者、又は進出事業者(法人)

※進出事業者:新たに市内に事業所等を立地する者

補助対象業種

- 製造業
- 運輸業
- 卸売業、小売業
- 宿泊、飲食サービス業

補助対象経費

乗用の大型除雪機械購入経費(運送料は除く)

対象機械:ホイールローダー、ドーザー、ロータリー除雪車等
※主に家庭用に使用する小型除雪機、及び農耕用機械に接続するアタッチメント、中古のものは除く

補助金額

補助対象経費 5分の1
(上限50万円)

※進出事業者が操業開始年度から3年のあいだに購入した場合は上限100万円

※その他、詳細は下記担当までお問い合わせください

☆☆☆是非ご活用ください☆☆☆

【担当】

村山市商工観光課 企業支援係

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

TEL: 0237-55-2111(内線153) FAX: 0237-53-5950

E-mail: syokokanko@city.murayama.lg.jp